

# 白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための国家公務員の非常勤職員に係る勤務条件の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に関する規定等を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第2条第4号及び第19条第2号関係

非常勤職員の育児休業取得要件緩和のため、「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上」としている要件を削除するとともに、関連する文言を整理する。

### (2) 第23条及び第24条

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、必要となる措置を規定する条文を加える。

## 3 施行期日

令和4年4月1日